七二	関税率表第七四〇九・一一号、第七四〇九・一一号、第七四〇九・一〇号、第七四〇九・一一号、第七四〇九・一二号、第七四〇九・一三号、第七四〇九・一四号、第七四〇九・一五号、第七四〇九・一六号、第七四〇九・一七号、第七四〇九・一八号、第七四〇九・一九号、第七四〇九・二〇号、第七四〇九・二一号、第七四〇九・二二号、第七四〇九・二三号、第七四〇九・二四号、第七四〇九・二五号、第七四〇九・二六号、第七四〇九・二七号、第七四〇九・二八号、第七四〇九・二九号又は第七四〇九・三〇号に掲げる物品	中華人民共和国
六六	関税率表第七二〇二・三〇号、第七二〇二・四〇号、第七二〇二・五〇号、第七二〇二・六〇号、第七二〇二・七〇号、第七二〇二・八〇号、第七二〇二・九〇号又は第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	インド
六五	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	インドネシア
六四	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	タイ
六三	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	台湾
六二	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	韓国
六一	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	香港
五九	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	マレーシア
五八	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	シンガポール
五七	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	フィリピン
五六	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	タイ
五五	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	台湾
五四	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	韓国
五三	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	香港
五二	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	マレーシア
五一	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	シンガポール
五〇	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	フィリピン
四九	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	タイ
四八	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	台湾
四七	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	韓国
四六	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	香港
四五	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	マレーシア
四四	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	シンガポール
四三	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	フィリピン
四二	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	タイ
四一	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	台湾
四〇	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	韓国
三九	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	香港
三八	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	マレーシア
三七	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	シンガポール
三六	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	フィリピン
三五	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	タイ
三四	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	台湾
三三	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	韓国
三二	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	香港
三一	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	マレーシア
三〇	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	シンガポール
二九	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	フィリピン
二八	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	タイ
二七	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	台湾
二六	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	韓国
二五	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	香港
二四	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	マレーシア
二三	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	シンガポール
二二	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	フィリピン
二一	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	タイ
二〇	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	台湾
一九	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	韓国
一八	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	香港
一七	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	マレーシア
一六	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	シンガポール
一五	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	フィリピン
一四	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	タイ
一三	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	台湾
一二	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	韓国
一一	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	香港
一〇	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	マレーシア
九	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	シンガポール
八	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	フィリピン
七	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	タイ
六	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	台湾
五	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	韓国
四	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	香港
三	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	マレーシア
二	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	シンガポール
一	関税率表第七二〇二・一〇・一〇号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九〇・一〇号に掲げる物品のうち鉄以外のもの	フィリピン

11　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十一年八月

官庁事項

官庁事項

内閣は、財政法第46条第２項の規定によって、平成21年度第１・四半期における予算使用の状況を次のとおり報告する。

平成21年度第１・四半期予算使用の状況（財務省調査）

１．一　般　会　計

(1)　概　　要

平成21年度第１・四半期中における収納済歳入額は、9,689,343,633千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、27,822,771,325千円であり、支出済歳出額が収納済歳入額を超過する額は、18,133,427,691千円である。

(2)　歳　　入

平成21年度第１・四半期中の収納済歳入額は、9,689,343,633千円であって、歳入予算額102,473,559,554千円に対して9.4％（前年同期14.6％）の収入割合となる。これを前年同期12,197,861,612千円に比べると2,508,517,979千円の減少となる。

これは、公債金において2,461,656,750千円の減少があったこと等のためである。

以下、その性質別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

区分	21年度第１・四半期	前年同期
租税及印紙収入	194,006,795	212,958,623
官業益金及官業収入	3,679,995	3,841,846
政府資産整理収入	29,628,158	61,772,098
雑収入	225,542,851	221,146,462
公債金	9,236,485,831	11,698,142,582
計	9,689,343,633	12,197,861,612

なお、上記収納済歳入額（9,689,343,633千円）に、国税収納金整理資金から一般会計への組入未済額1,605,237,859千円を加えると当期末までの収納済額は、11,294,581,492千円となり、歳入予算額（102,473,559,554千円）に対して11.0％（前年同期17.0％）の収入割合となる。

(3)　歳　　出

平成21年度第１・四半期中の支出済歳出額は、27,822,771,325千円であって、歳出予算現額106,984,394,046千円に対して26.0％（前年同期25.9％）の支出割合となる。これを前年同期22,099,200,661千円に比べると5,723,570,663千円の増加となる。

これは、地方交付税交付金において888,388,200千円、定額給付金給付事業助成費において1,754,194,310千円、医療保険給付諸費において685,827,324千円、基礎年金等年金特別会計へ繰入において1,311,981,569千円の増加があったこと等のためである。

以下、所管別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

所管	21年度第１・四半期	前年同期
皇室費	732,753	672,744
国会	28,925,873	30,413,024
裁判所	78,049,875	80,602,523
会計検査院	3,960,766	4,074,847
内閣	7,033,837	7,283,547
内閣府	84,419,289	89,456,310
総務省	10,227,561,535	7,150,525,910
法務省	151,778,916	152,982,004
外務省	183,022,700	134,891,288
財務省	4,546,804,658	4,383,107,236
文部科学省	1,309,313,529	1,310,034,603
厚生労働省	8,249,730,728	5,496,223,739
農林水産省	440,702,847	522,687,645
経済産業省	73,398,776	66,799,999
国土交通省	1,275,003,549	1,483,477,041
環境省	28,685,201	12,838,723
防衛省	1,133,646,484	1,173,129,472
計	27,822,771,325	22,099,200,661

以上の詳細は、別表第１のとおりである。

㈱　上記の各計数は、千円未満を切り捨てている。

２．特　別　会　計

(1)　歳　　入

平成21年度第１・四半期中の各特別会計の収納済歳入額合計は、112,564,293,419千円であって、歳入予算額合計383,976,664,389千円に対して29.3％（前年同期31.7％）の収入割合となる。これを前年同期125,080,458,497千円に比べると12,516,165,078千円の減少となる。

これは、年金特別会計厚生年金勘定において501,356,033千円の増加があったが、国債整理基金特別会計において9,117,806,947千円の減少があったこと等のためである。

なお、国税収納金整理資金からの組入未済額42,916,808千円がある。

(2)　歳　　出

平成21年度第１・四半期中の各特別会計の支出済歳出額合計は、124,431,534,818千円であって、歳出予算現額合計380,900,393,723千円に対して32.6％（前年同期33.4％）の支出割合となる。これを前年同期127,467,543,429千円に比べると3,036,008,611千円の減少となる。

これは、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定において532,691,657千円の増加があったが、国債整理基金特別会計において1,497,149,186千円、労働保険特別会計徴収勘定において1,252,862,716千円の減少があったこと等のためである。

以上の詳細は、別表第２のとおりである。

㈱　上記の各計数は、千円未満を切り捨てている。